

地元代議士に臓器移植法制定を要望

奥田 健二

平成8年9月20日より9月28日にかけて、栃木県腎友会、ライオンズクラブ、栃木県透析医会を代表して4名が、旧栃木1区衆議院議員の事務所を訪問し、それぞれ30分から1時間、直接面談のうえ下記要望書に沿って説明し陳情した。

平成8年 9月20日
衆議院議員 先生

栃木県腎友会会長	小川清作
ライオンズクラブ国際協会	
333-B地区献腎推進実行委員	大平達夫
栃木県透析医会会長、	
(財)栃木県腎臓バンク理事	目黒輝雄
(社)日本透析医会理事・	
広報委員長	奥田健二

臓器移植法制定に関する要望書

ご高承のごとく、全ての先進諸国では、脳死臓器移植はごく通常の医療として定着しており、近年では、多くの発展途上国においても、脳死臓器移植が実施されております。

このような状況下で、経済的にも、文化的にも、医療のレベルにおいても先進国である日本のみが、脳死臓器移植を行わず、生存のために臓器を求めて外国に長期間滞在する以外に一点の光明をも見出せない私どもの同朋である多くの人々がおり、死亡していかざるを得ない現状に、私どもは嘆息せざるを得ないのであります。

なお、多くの透析患者が死体腎移植を希求し

て登録・待機しておりますが、現状では平均待ち時間が実に50年にもなります。死体腎移植は既に昭和54年に「角膜及び腎臓の移植に関する法律」として制定されておりますが、脳死を経過した後、心停止後30分以内の腎臓摘出でなければ移植腎は機能しないため、遺族の承諾や、移植のための諸検査は脳死の時点で行う必要があります、ために脳死問題が関連し、多くの提供医療機関の協力が困難であるのが実状です。

1) 私どもは、脳死は科学的な次元での人の死と認識しておりますが、その一方で、脳死者の遺族の心情は最大限に尊重されるべきであると思しますので、遺族の書面による提供承諾を必須条件とする臓器移植法の制定を、強く支持するものです。

なお、提供者の生前の書面による承諾をも必須条件とする国は、全世界で皆無であります。

2) 次善の制度として、提供者の生前の書面による承諾をも必須条件とするならば、多臓器移植に対応した全国的なドナーカード制の確立を伴う臓器移植法の制定でなければ、実効性に極めて乏しいと考えます。

いずれにしましても、脳死臨調最終答申提出より4年、「臓器の移植に関する法律案」が国会に上呈されてより2年余が、既に経過致しました。

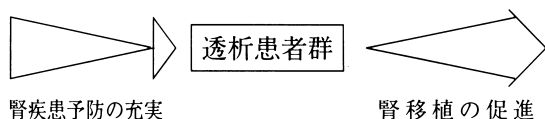
一刻も早い臓器移植法の制定にご尽力いただくよう、衷心よりお願い申し上げます。

子どもの考える腎不全対策

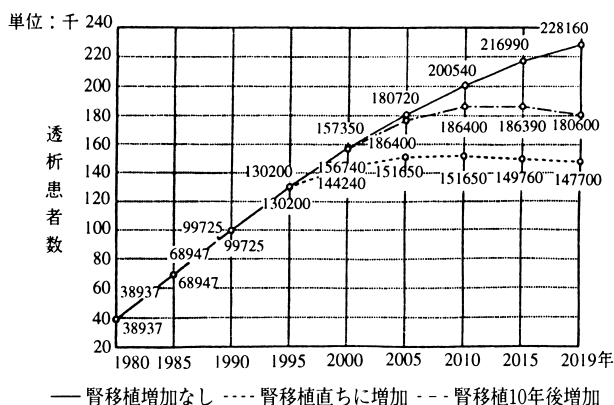
1) 急激な国民高齢化の進行

$$\frac{\text{租税} \nearrow + \text{年金} \nearrow + \text{医療費} \nearrow + \text{福祉費} \nearrow}{\text{国民1人当たり所得} \searrow} = \text{国民負担率} \nearrow$$

2) 透析患者数増加の抑制



日本の透析患者数の将来予測((財)統計研究会)



以上

衆議院議員各位のご意見の概要を了解を得て掲載する(陳情順、敬称略)

船田 元：脳死は人の死と思う。提供の是非を事実上決定するのは遺族であるので、遺族の意向が確実に保証されれば提供者の生前の意志は遺族の忖度に任せるということで、提供者の生前の書面による承諾は必ずしも必須とは考えない。よって1)で良いと思う。臨時国会冒頭解散で「臓器の移植に関する法律案」は廃案になると思われるが、この要望書のように、多くの見地から臓器移植の促進は必要と考えるので、再度法案を検討し、国

会に上呈して成立を急ぎたい。

築瀬 進：先の通常国会で与党3党が提出した「角膜及び腎臓の移植に関する法律」は変更せず、他の臓器移植は提供者の生前の書面による承諾を必須条件とし、状況を見るため3年間の時限立法とする法律案は一步前進になればという考えによるものだった。個人的には、もっと状況が煮詰まるまで待とうと思っていたが、本日の説明を聞いて積極的に動こうと思う。提供者の生前の書面による承諾を必須条件とした場合、全国的なドナーカード制がなければ効果的でないのは分かるが、プライバシーに抵触する等で反対が多く、ドナーカード制確立は困難と思う、そこをどのようにするかがむつかしい。さらに、国民の医学界、医療界に対する信頼も重要な要素と考える。

小林 守：臓器移植問題を放置しておく訳にはいかないと思っている。しかし、私自身、脳死が人の死か否か判断に迷っている。臓器移植法制定は、国民的論議をよりいっそう多角的に深めるとともに国会議員一人一人の考えを、につめきった上で決定すべきと思う。2)の全国的なドナーカード制は多方面からの反対が多く困難と思う。国会解散で一旦廃案になるが、この問題についてはさらに論議を高めて法制定に努力したい。

蓮実 進：本日の説明もあり、提供者の生前の書面による承諾を必ずしも提供の必須条件とすることはないように思う。患者個々の医療福祉の観点からは勿論、医療経済的見地からも臓器移植法の制定は必要と考える。法制定に

熱心な中山太郎、自見庄三郎代議士らとも積極的に協議する。

後記

当初、陳情を企画した時は早期の国会解散を全く予想せず、栃木県選出の全衆議院議員に面会する予定であったが、平成8年9月27日冒頭解散となったため、旧栃木1区(定数5、欠員1)選出衆議院議員への陳情のみにとどまった。その状況を報告する。

1) 日本の医療界に対する国民の不信が、臓器移植法制定を困難にする状況を作り出しているのではないかという趣旨の指摘が、2名の衆議院議員よりあった。しかし、移植先進諸国と日本を比較して、日本の医療界が有意な差をもって医療にとりくむ姿勢が劣っているとは私には思えない。新生児死亡率は世界で最も低い、最長寿国、国民の医療費負担率は世界で十数位であることから推測出来るのではないか。

なお、医療不信の一因としては、医療側からの説明不足が考えられるが、説明することがなかなか難しい文化や伝統の国であることも事実と思う。マスメディアのミスリードも一役買っているかも知れない。

2) 全国的なドナーカード制の確立は、プライバシーを侵害する等で反対が多く困難であるとの説明が2名の衆議院議員よりあり、いささか驚いた。移植先進国の多くは、臓器提供の意志表示に運転免許証を利用していることは周知のことではないか。

3) 移植先進諸国の移植に関するシステムや実態を調査する必要があるとの意見があった。7、8年も前にならうか、自民党政務調査会が調査団を派遣、調査結果を報告し、私も一読したことがあるが。

4) 立花隆氏、梅原猛氏等が脳死を人の死とすることに反対しているので判断に迷っている、

との極めて率直な話があった。不十分な説明しかできず残念であったが、立花隆氏は脳死臓器移植反対論者ではなく条件付き賛成論者だと私は思っている。聴性脳幹反応と脳血管造影を脳死判定の必須条件に加えよというのが氏の意見である。しかし前者は重複する検査であり、後者は判定条件として全く価値のないものであるのは周知のことである。

脳死臨調の審議は部分的にしか公表されなかったため、梅原猛氏の意見を十分に理解しているか否か心もとないが、古来より人の死は心臓死で判定されてきた、人の生死の判定は社会の基盤に深くかかわっている、これをみだりに変更することは国の文化や安寧に悪影響をおよぼすというのが氏の意見とするならば反論したい。古来より踏襲されてきたが故に正しいとするならば天動説は如何、人工呼吸器が出現するまでは確かに人の死は心臓死であったはずだが、果して心臓死として判定されてきたか、心臓死の判定条件である集光を必要とする瞳孔の対光反射消失は、少なくとも判定不可能だったはずである。移植先進諸国では、脳死臓器移植の故に文化が変質し国情が不安定になったか。むしろいつまでも普及しないことにより国際的不都合が増大する可能性をこそ危惧すべきではないのか。

5) 面会した全ての衆議院議員が例外なく、脳死臓器移植の問題には多大の関心を持ち、現状は何とか打破されるべきであると考えていることは明瞭に感じ取れた。党議拘束を外したことが意見の集約を困難にしているのかも知れない。

昨年9月27日、日本移植者協議会は廃案になったことへの抗議と審議を尽くさなかった立法院の責任を問う声明を発表し、翌9月28日、日本移植学会は緊急理事会を招集し、独自のルール

で移植実施を目指す声明を発表した。脳死臨調設置法以降の経緯を考えると、いずれも当然の行動と理解せざるを得ない。

しかしながら、限られた症例の脳死臓器移植が実施される可能性はあっても、特に日本では、法律なくして普及することは期待し難いし、脳死臓器移植法が制定されれば、献腎移植に関しても救命救急医の協力が得やすくなり普及すると思われる。提供者や遺族の意向による心停止後の腎摘であっても事情は同様であろう。

われわれは、平成8年8月30日付発行の日本透析医会雑誌巻頭言での平沢由平会長の提唱と、腎移植普及推進委員会委員長太田和夫教授の勧めがきっかけとなり、地元選出衆議院議員に働きかけたが、折しも、一旦廃案となった臓器移植法案が昨年12月11日国会に再提出され、現在通常国会で審議中のはずである。その内容は決して満足すべきものではないが、成立すれば一歩前進と理解すべきであろう。しかし、それすら予断を許さない。全国の日本透析医会支部の諸兄にも、地元選出国會議員への働きかけをお願いしたい。

最後に、栃木県旧1区の衆議院議員各位に、総選挙告示直前の極めて多忙な時にもかかわらず、面会いただいたことを誌面をかりて深謝申し上げます。

平成9年2月15日記